

奈良県見守りネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者その他の消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「要配慮消費者」という。）の消費者被害防止を図るため、県内の高齢福祉関係団体、障害福祉関係団体その他の関係団体と行政機関が連携して、要配慮消費者の見守り活動等に必要な取組について情報交換、協議等を行うとともに、市町村における要配慮消費者の見守り活動の促進を目的とし、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定により、奈良県見守りネットワークを設置する。

(構成機関)

第2条 奈良県見守りネットワークの構成機関は、別表のとおりとする。

(協議事項)

第3条 奈良県見守りネットワークは、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 要配慮消費者の消費者被害等の情報提供に関すること
- (2) 構成機関相互の情報交換及び調整に関すること
- (3) 市町村における消費者安全確保地域協議会の設置、運営等の支援に関すること
- (4) その他要配慮消費者の消費者被害防止について必要な事項に関すること

(座長)

第4条 奈良県見守りネットワークに座長を置き、奈良県消費・生活安全課長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とする。

- 2 定例会議は、毎年度1回開催するものとし、座長がこれを招集する。
- 3 座長は、必要に応じて臨時会議を招集することができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 奈良県見守りネットワークの事務局は、奈良県消費・生活安全課内に置く。

(秘密保持義務)

第7条 奈良県見守りネットワークの構成機関及び事務に従事する者並びに第5条第4項に規定する関係者は、奈良県見守りネットワークの活動及び事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、奈良県見守りネットワークの運営に関して必要な事項は、座長が奈良県見守りネットワークの会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。

別表（第2条関係）

奈良県見守りネットワーク構成機関

関係団体	社会福祉法人奈良県社会福祉協議会
	奈良県民生児童委員連合会
	奈良県老人福祉施設協議会
	奈良県地域包括・在宅介護支援センター協議会
	奈良県老人クラブ連合会
	奈良県介護支援専門員協会
	一般社団法人奈良県社会福祉士会
	一般社団法人奈良県介護福祉士会
	公益社団法人認知症の人と家族の会奈良県支部
	公益財団法人介護労働安定センター
	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート奈良支部
	奈良弁護士会
	奈良県自治連合会
	特定非営利活動法人なら消費者ねっと
市町村	消費者行政担当課（消費生活センター・消費生活相談窓口を含む）
国	財務省近畿財務局奈良財務事務所
警察	生活安全企画課
	生活環境課
	県民サービス課
奈良県	安全・安心まちづくり推進課
	地域福祉課
	長寿・福祉人材確保対策課
	障害福祉課
	地域包括ケア推進室
	住まいまちづくり課
	消費生活センター
	消費・生活安全課